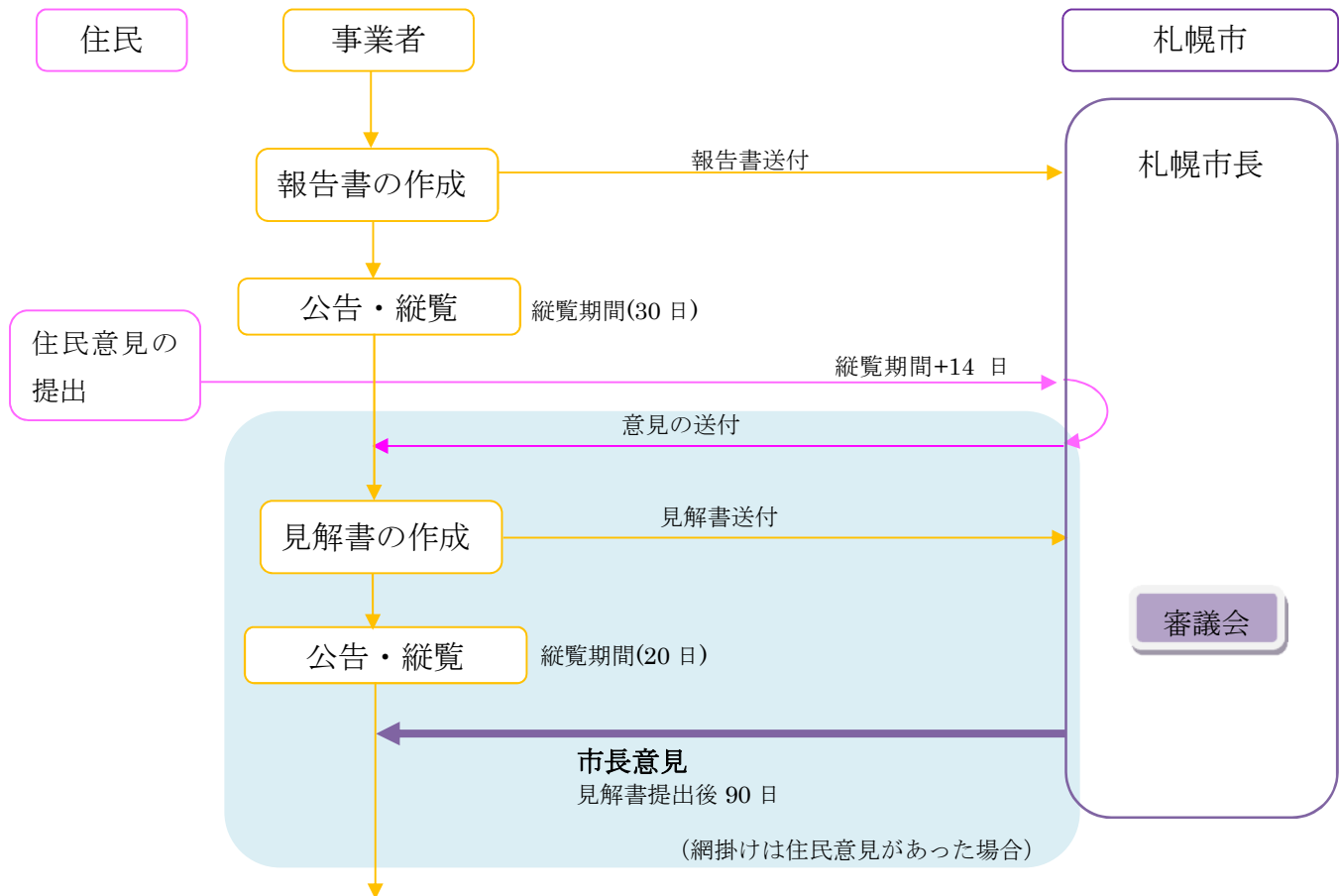


## 札幌創世 1.1.1 区北 1 西 1 地区第一種市街地再開発事業事後調査報告手続の流れ

## 事後調査報告書手続

## ＜札幌市環境影響評価条例に基づく＞



## 札幌市環境影響評価条例

（事後調査報告書についての公告及び縦覧等）

第40条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、当該事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該事後調査報告書を公告の日から起算して30日間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（事後調査報告書についての意見書の提出）

第41条 事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

3 市長は、第1項に規定する期間を経過した後、速やかに、事業者に対し、同項の規定により提出された意見書の写し（同項の意見書が提出されなかった場合には、その旨を記載した書面）を送付するものとする。